

## ○福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領

最終改正 令和6年2月1日

### (目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を推進するために、福島市が発注する土木工事において週休2日確保モデル工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、福島市財務規則(平成15年規則第34号。以下「規則」という。)及び規則第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 週休2日

「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など)は含まない。

#### (3) 現場閉所

「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### (4) 4週8休以上

「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (5) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

#### (6) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施について、監督員と協議したうえで取り組む方式をいう。

### (対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、建築関係工事積算基準を適用する工事を除く土木工

事のうち、次の各号に該当しない工事とする。

- (1) 災害復旧工事等、緊急性のある工事
- (2) 工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事

(実施方法等)

- 第4条 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施可否について監督員と協議しなければならない。
- 2 週休2日に取り組む場合、受注者は施工計画書に4週8休以上の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。
  - 3 受注者は対象期間中、工事現場に「福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領」の対象工事である旨を明示し、下請負人を含めた工事現場労働者に周知しなければならない。
  - 4 受注者は、工程表で定めた休日においては下請負人を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇としなければならない。
  - 5 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
  - 6 受注者は毎月、工事履行報告書に現場閉所の実績を記入した実施工程表を添付し、監督員に提出するものとする。
  - 7 受注者は、下請負人を含めた工事現場労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況が分かる書類を提出し、週休2日の達成状況を報告するものとする。
  - 8 受注者は、本要領の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
  - 9 監督員は受注者に対して週休2日の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じないように適切に指示を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(積算方法等)

第5条 工事費の補正については現場閉所率が4週8休以上の場合、次の各号の補正係数により、各経費を補正するものとする。

ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としないものとする。

- (1) 労務費の補正係数は1.05とする。
- (2) 機械経費(賃料)の補正係数は1.04とする。
- (3) 共通仮設費率の補正係数は1.04とする。
- (4) 現場管理費率の補正係数は1.06とする。ただし、農業農村整備事業については1.09とする。

(対象工事の記載)

第6条 この要領を適用する工事については、特記仕様書に「福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領」の対象とする旨を記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年2月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。